

## 小城市と西九州大学グループとの地域連携・協力協定書

小城市と西九州大学グループの両者（以下「両者」という。）は、西九州大学グループ地域連携センター事業を活用した小城市地域活性化及び小城市地域産業振興に関し、相互に連携し、協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 両者は、次の事業を連携・協力して行う。

- (1) 小城市街地活性化
- (2) 小城市まちづくり
- (3) 市民活動及び地域活動等の活性化
- (4) 西九州大学の就業力育成事業を活用した人材育成
- (5) 医療・栄養・福祉に関する連携事業
- (6) 活気あるまちづくりと人づくりを実現するため、相互に連携・協力する

（連携・協力事項）

第2条 両者は、次の事項について連携・協力を行う。

- (1) 大学地域活動に関する調査研究
- (2) 小城サテライト教室を活用した教育・研究活動
- (3) 地域との連携プロジェクトへのコーディネーター派遣
- (4) 地域貢献発展教育・研究事業
- (5) 学生が街中にいることによる中心市街地活性化
- (6) 地域再生のリーダー育成
- (7) 地域活動への学生ボランティア派遣
- (8) 流通事業、商談会等への学生参加
- (9) 企業と学生の出会いの場づくり
- (10) 医療・栄養・福祉に関する知的・人的協力体制の確立および実践
- (11) 小城市幼・小・中・高各学校との連携に基づいた連携事業
- (12) 生涯学習に関する連携事業
- (13) その他、地域活性化及び地域産業の振興に資する連携事業

（連携・協力協議会）

第3条 両者は、第1条に規定する連携・協力を円滑に推進するため、西九州大学と小城市の連携・協力協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から効力を発するものとし、期限を設

けない。ただし、両者のいずれかが申し出た場合においては、本協定書を破棄することができる。

（補則）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の在り方等については、両者が協議して定めるものとする。

2 この協定に定める事項に疑義が生じた場合は、両者が協議してその解決を図るものとする。

この協定書は、2通作成し、両者が署名の上、各自1通を所持するものとする。

平成25年 5月10日

小城市三日月町長神田 2312 番地 2

小城市

小城市長

(署名) 江里口秀次

神崎市神崎町尾崎 4490 番地 9 号

西九州大学

西九州大学学長

(署名) 向井常博

西九州大学短期大学部学長

(署名) 福元裕二

西九州大学佐賀調理製菓専門学校校長

(署名) 古賀國樹